裁判員等経験者との意見交換会議事録

- 1 日時
 - 平成24年12月18日(火)午後2時30分~午後4時40分
- 2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者 6 人(裁判員経験者 5 人,補充裁判員経験者 1 人) 鹿 児 島 地 方 裁 判 所 長 伊 藤 納(司会) 鹿 児島 地 方 裁 判 所 裁 判 官 中牟田 博 章 (刑事部部総括判事) 鹿 児島 地 方 裁 判 所 裁 判 官 松 原 平 学 (刑事部裁判官) 鹿 児島 地 方 検 察 庁 検 事 千代延 博 晃 鹿 児島県弁護士会所属弁護士 本 木 順 也

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

第1 意見交換会

○司会者

本日はお忙しいところありがとうございます。司会進行を担当します伊藤でございます。

先ほど控室でもお話ししましたけれども、改めて簡単にこの意見交換会の趣旨を お話しいたします。

裁判員制度が始まり、これまでに多くの裁判員、補充裁判員の方々が参加されてきました。私たち法曹の側としては裁判をわかりやすく、参加しやすいものにするためにいろいろと工夫してきましたが、まだまだ不十分なところもあると思います。そこで、この意見交換会では裁判員制度のよりよい運用のために、参考にさせていただこうということで、皆さんから率直な御意見や御感想をお聞きしていきたいと思います。裁判の後になっていろいろと考えられたということも含めて率直に伺いたいと思います。また、この機会に裁判員を経験された方の声を国民の方々にお伝えすることになりますので、これを通じて、これから裁判員になるかもしれないという方々の不安感などを少しでも取り除くことができればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、多少慣れていただくために、このホワイトボードに刑事裁判の流れというのを大きくプリントアウトして2か所に張ってありますので、見やすいところで見ていただき、思い出していただければと思います。それからここに評議のルールを記載した掲示板が掲げてあります。これは評議室にいつも置いてあるもので、評議のときのことを少しでも思い出していただければと思います。

ちなみにこの椅子は評議室の椅子を持ってきております。傍聴席の椅子は裁判員 候補者の待合室の椅子です。思い出していただけましたでしょうか。

それでは、最初にひと回り、経験者の方々から、傍聴されている方々もおられま すので、担当された事件の事件名と何日間ぐらい裁判所に通われたかということと、 あとは認めた事件かなど順番におうかがいして、それから中身に入っていこうと思いますが、よろしいですか。

○経験者1

私が経験したのは、現住建造物等放火の事件を経験しました。裁判は4日間ありまして、最終的には懲役4年という形になりました。長いようではありましたけども、自分としては今回これを経験して、後から考えてみるとよかったんじゃないかなというふうに考えております。

○司会者

ありがとうございます。では2番さん。

○経験者2

私が参加した裁判は通貨偽造の事件でした。午前中選任されまして、午後から裁判を経験し、次の日2日間で終わる、2日目の4時には判決が出た裁判でした。この裁判を通じてよい経験ができたと今では思っています。

○司会者

では3番の方。

○経験者3

私が担当した事件は通貨偽造の事件で、これは若者の過ちによる犯行だったので すが、僕らは若者に対して正当な判決を下したと思っております。

○司会者

2番さん、3番さん、同じ事件ということですね。では、4番さん。

○経験者4

私が担当いたしましたのはショッピングセンターでの万引きによります強盗致傷です。判決は懲役3年、執行猶予が5年つきまして、猶予期間中は保護観察にするという判決になっております。判決までの期間は3日間でした。それ自体は軽い感覚の事件なんですけど、私としては判決する前と判決をした後の自分的な心情がちょっと変わったように思っております。

○司会者

5番さん。

○経験者5

現住建造物の放火、窃盗の事件で、期間は4日間でした。判決は懲役1年。私もいい経験をしたと思っております。

○司会者

では6番さん。

○経験者6

私が参加させていただいたのは、袋地で母親を車でひいてしまった傷害致死事件でした。土日を挟んで実質7日という、ちょっと長めの裁判で、現場検証に行ったというのが特徴的だった事件です。

○司会者

それでは法曹の参加者にも一言ずつお願いします。

○検察官

鹿児島地方検察庁検事の千代延と申します。よろしくお願いいたします。

私は今皆さんの紹介があった事件のうちの1番さんの現住建造物等放火の事件と, 最後の6番さんの傷害致死の事件を直接担当させていただいております。

今日は今後にもつながる、忌憚ない意見をぜひお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○弁護士

皆さん、こんにちは。鹿児島県弁護士会弁護士の本木と言います。今日はよろしくお願いいたします。

私が担当した裁判員裁判は、6番さんの傷害致死の事件について担当させていた だきまました。

今日は皆さんの率直な意見をお聞きしまして,今後の研修等に役立てていきたい と思いますので,どうぞよろしくお願いいたします。

○裁判官(松原)

鹿児島地方裁判所裁判官の松原でございます。

私は左陪席裁判官として、1番さんから6番さん、すべての事件に関与させていただきました。皆様の御意見をいただいて、今後の執務に生かしていきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○裁判官(中牟田)

鹿児島地方裁判所裁判官の中牟田でございます。やはりすべての事件について裁判長としてかかわらせていただいております。その当時の皆さん方の御意見はもちろん伺っているわけですけれども、今日、少し時間、間があいて、振り返っての御意見、新たな御意見がいただけるかなと期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会者

ありがとうございました。

それでは、おいおいお話をお聞きしていこうと思いますが、先ほど言いましたように、裁判の段階の流れに従ってお聞きしていこうかなと思います。冒頭手続、冒頭陳述、証拠調べ、論告弁論というふうになりますので、この流れに沿ってということになるんですが、冒頭手続というのは被告人であることを確認したりとか、起訴状を朗読したり、罪状認否を行ったりというところですね。冒頭陳述というのは検察官、弁護人がそれぞれ行うのですが、その中で検察官、弁護人からそれぞれの立場で見たときの事件のあらましとか、何が問題になるかということについて説明する段階ということになります。それぞれ自分の事件でどんなだったかということを思い出していただいて、いろいろお聞きしようと思います。

冒頭陳述について私たちが聞きたいのは3つぐらいあるんですが、最初は、それ ぞれ担当された事件で、冒頭陳述を聞いて、この裁判では何が問題なのかなという ことがわかったかどうかということです。冒頭陳述の段階をちょっと思い出してい ただき、その段階での感想をお聞かせ願えればと思います。証拠調べとかを通じて、 後になってわかったということもあるのかもしれないんですが、裁判員の方には冒頭陳述の段階からわかってもらいたいと思っていますので、冒頭陳述の段階でわかってもらえているかなというところをお聞きしたいと思います。

冒頭陳述ってどんなものだったかというのは思い出してもらえますかね。

○裁判官(中牟田)

一番最初に、検察官、弁護人、それぞれの立場から事件の見立て、多分「見立て」という言葉を使っていたと思うんですけれども、それぞれの立場からの主張、見立てという説明がありますとお話ししたと思います。これは証拠とは違うので、その点注意してくださいねというようなお話を全ての事件で申し上げていると思います。どんな事件で、およそどこが争点になるのか。事実の争点がない場合でも刑を決めるに当たって、ここを見てほしいというポイントというのをそれぞれの立場から主張されますということを説明させていただいております。そこで、冒頭陳述があった段階でどこまで事件の全体がわかったのか、裁判員あるいは補充裁判員に選ばれて、緊張してしまって、全然頭に入ってこないような状態だったのか、そういうことを少し思い出していただけるとありがたいと思います。

○経験者6

選任当日からもう裁判が始まって、緊張していた部分もあって、よく覚えてないところも多いんですけど、弁護側の書面も検察側の書面も比較的わかりやすく書いてあって、私の事件は被害者を車でひいてしまったという事実は認めていて、傷害の故意について争点があったんですけど、そこの点ははっきりと書かれていたのでわかりやすかったと思います。

○司会者

ほかの方々で、思い出せましたかね。この裁判はここが問題なのかというふうに 思う段階があったんだろうと思うんですよね。それがいつごろだったのかなという のも、別の角度で聞きたいんですが。ずっと聞いているうちに、ああ、なんだ、こ こが大事なのかというふうな、ここが今問題だったのかという、それが最初からわ かっているのが一番いいということではあるのですけれども、だんだんわかってきたということもあるかなと思います。どうですかね。

○経験者3

私が覚えていたことは、若者は罪を認めていたんです。それで判決をどうするか、 みんなで若者の判決をどうしていくか話し合いました。

○司会者

認めている事件については被告人に対してどういう刑罰にしようかというのが目的になってくるんですが、その中でも検察官と弁護人の立場の違いがあって、刑を決める上ではこの点についてよく考えてくださいよとか、この点についてが大事ですよというようなことなど、見方の違いというのがあることが多いんですが、そういう見方の違いがなかったかなというのを、早い段階でおわかりになったでしょうか。今振り返っていただいているのは、冒頭陳述という段階で、まだ証拠を見ていない段階なんです。最初の説明だけの段階で、どのぐらいどこが問題かということがわかってもらえたかなということですけれども・・・。4番さん。

○経験者4

私たちの場合は最初から罪を認めていました。強盗致傷の事件なんですけど、その強盗致傷について、根本的なこととして、強盗して誰かを傷つけたんだろうなというぐらいの感覚で入っていったものですから、最初から罪を認めていますということでしたので、何するかといったら量刑の問題になってきます。その場合に、検察側と弁護側のやりとりというのがどんなものなのかというのがわかりませんでしたし、現実的なところは、我々一般の人間から見まして、これぐらいのことをしたらどれぐらいになるのかなという、悪いことは悪いことでという感覚しかなかったんですけどね。その中で裁判となれば量刑というのがありますから、どこまで被告人の事情を酌み取るかということなんですけど、まず最初の冒頭陳述を聞いたときでも、自分的な判断からまず、そこまでの悪いことをしたんだったらこのぐらい・・・、それが今度は法律的になると、裁判所はどういうふうにとるのかなとい

う,そういう感覚でしかありませんでした。我々,裁判員としての意味合いが,実際にはまだつかめていなかったんですよね。それからだんだん入ってくると,ああ,これじゃここまでをそういうふうにしなければいけないのかということがちょっとわかってきた感じがしましたですけどね。

○裁判官(中牟田)

例えば今の点について、いわゆる強盗という印象、今まで持っておられた印象と、 担当していただいた事件というのは少し毛色が違っていたと思うんですが、そのあ たりについては最初から、あ、これは、御自分で今おっしゃったような強盗と違う んだなというのはおわかりになられましたかね。

○経験者4

弁護士の方と検察側の方が一緒に話したときに、そのときにもう本人が認めているということでしたので、それがどんなものだったかなというのは、ああ、万引きして人を傷つけたんだなというぐらいのことはわかりましたけど、それがどういう罪状かというのが、そこまでの認識というのが我々としてはないものですから、ああ、強盗致傷というのはこれぐらいなら強盗致傷とは聞いたことがあるな、強盗致傷がどのような内容だったなというのも、悪いけれども、どういうふうに違うのかなというぐらいのことはちょっと疑問に思ったところですけどね。

○司会者

裁判が進むに従ってだんだんわかってくるということになろうかと思います。ただ、証拠を聞く前に何が問題かというのがわかっていると非常にわかりやすいかなと思っております。

○裁判官(中牟田)

例えば6番の方などは、先ほど故意があるかどうかが争点になっているということがよくわかったというお話だったんですけども、一方で、どこが聞きどころなのか、どういう事実が分かれ目なのか、そういう点については最初の段階でわかりましたでしょうか。本来は冒頭陳述というのは当事者がこれからの証拠調べとかの全

体のマップといいますか、全体の地図をそれぞれに示して、この山の登り方はこうですよ、いや、こっちが正しいんですよ、この山はこういう形なんですよというようなことを、それぞれの立場から説明するんです。争点はわかったということなんですが、冒頭陳述という段階で、どこを見ていれば、どこに違いがあるのかというのはわかりましたか。

○経験者6

冒頭陳述の段階ではただそこに争点があるということと、例えば故意を認めなかった場合にどの罪名になるのかというのだけわかって、どうやって証明していくのかとか、故意をどう見きわめるのかという点についてはいまいちわかりづらかったです。後々わかってきた部分もあるんですけど、証拠が出てくれば出てくるほどわからなくなる事件だったので、逆に最初のほうが私は争点は明確だったかなと思います。

○司会者

いかがですかね、この段階で、ちょっと思い出したことがあるというような方がおられればと思いますが。

最初の段階で裁判所ってどんなところかなと思って、法廷に行かれたときの話ですから緊張されていると思うんですが、最初から双方わかりにくい言葉がいっぱい出てきたなとか、言い回しも何か持って回っているなというような、そんな印象は持たれませんでしたか。1番の方。

○経験者1

幸か不幸か裁判所へ来たのはそのときが初めてでして、幸のほうなんでしょうけど。僕のかかわった事件では、その被告人の立場になってしまって、第三者的な目で見にくかったという感じがするんですね。例えば火をつけられた方に、そちらの話が出てくればそちらのほうの話になってしまうし、被告人の方の話になってくると、今度は被告人の方の話に聞き入ってしまって、第三者的な目で見にくかったなという感じがしたんです。それが初めてのことだからなのかどうかわかりませんけ

ど、もう少し初めから自分がもうちょっと離れた場所から見たらよかったのかなと 今となったら思うんです。のめり込んでしまってわからなくなってしまいました。

○司会者

第三者的な目で見たほうがいいんだろうなと、自分もそのときにも感じていたということですかね。

○経験者1

いや、そのときはわかりませんでした。もっと後になってからですね。

○司会者

冒頭の話はこれぐらいにして、証拠調べというところで、証拠調べの中にもいろいろ証拠書類を調べる段階と、証人尋問、被告人から聞くという段階とあるものですから、それは2つに分けて、最初は証人以外の証拠書類や現場検証ということも含めて、証拠はわかりやすかったかというふうなことをお聞きしたいと思います。ざっとこう振り返っていただくと、証拠書類はこんな証拠書類がありますということで、検察官がそれを説明していくということで、じゃあ、読みますということで読んでいたと思うんですけど、その場面で説明についていけたかどうか、いかがでしょうか。

○経験者5

犯人がやってないって、多分、ひと言、言ったような気がするんですけど、検事 さんが、録音したものを、「これ、私はあなたにそう言いましたよね。」って確認 したのを覚えています。

○司会者

それは被告人に対して聞いたのですか。

○経験者5

ええ、何か被告人が聞いてないとか、言ってないとか・・・。

○司会者

被告人の話を聞く段階でそういうことがあったということですね。

○経験者5

はい。

○司会者

どうですかね、そういう話を聞くというほうが印象に残っておられますかね。今、 証拠書類の話をお聞きしようと思ったんですが、人から話を聞くというのを思い出 されたんですね。 2段階で今お話ししましたけど、証拠調べの中で全体像を見たと きに、わかりやすさという点ではどうだったでしょうか。事件の中身がよくわかる ような証拠調べだったか、それとも何かわかりにくいのがずっと続いたなというよ うな感じになったかとか。思い出されてどうですか。

○経験者3

たしか書類を見せてもらって、書面がプリンターで1枚ずつ偽造する現場検証み たいな写真を見せてもらって、私はわかりやすかったんですけど、部屋の状況とか もわかりやすかったと思います。

○司会者

今のはわかりやすかった・・・どんなふうにしたかということについては説明が わかりやすかったということですかね。ほかに覚えておられる方はいませんか。

○経験者6

私の事件では図面が多かったんですけど、被告人が言っていることが変わってきて、変わるたびに図面が新しく作られて、その図面の記号が一致していなかったので、それがちょっとわかりづらかったなというのはありました。同じところ、位置を指している図面、記号なのに、Aと書いてあったり、アと書いてあったりとか、それでちょっと混乱した部分があってわかりにくかったなと思います。

○司会者

まさしくわかりやすいかどうかということですね。ほかにそういうようなものが出てくるといいかなと思いますが。あるいは全体としてピンとこなかったというようなことでもいいんですよね、どこがというのはなかなか覚えてなくても。

○裁判官(松原)

写真とか図面とかを使った事件が多かったと思います。6番さんは現場検証に行かれているんですけども、ほかの皆さんは現場には行っていない中で、写真や図面で現場のイメージって湧きましたでしょうか。少なくてわからなかったとか、逆に多過ぎたとか、もしあったらその辺の御意見をお聞かせいただきたいんですが。

○司会者

今の点について、いかがですか。

○経験者 2

私の通貨偽造の事件の内容としては現場の写真でも見ました。それから実際偽造 した1万円札を手に触ってみて、本物とは少し違うかなとか、そういうのがよくわ かりました。私が参加した事件としては、あれで十分だと感じています。

○経験者1

私の場合は写真を見せていただきまして、写真を見れば火がついているのは確実にわかりますよね。ですから、あとは面積の問題とか、それから塗料がどうのこうのというような問題で、写真があれば火災の場合なんかはすぐわかるだろうと思いました。私の場合もよくわかりましたということですね。

○経験者4

私の場合はちょうどショッピングセンターから逃走するときが駐車場から逃げるところだったんですけど、結構図面が出されていたんですけど、現実の、いわゆるビデオですとか、その周りの環境なんかを、今ビデオ時代なもので、撮影して、そこから逃走経路でも現実にスピードが30キロだとか40キロなんていうスピードで走ってみて、そこまでの、被害者にけがをさせるまでの実際的にあったシミュレーションみたいにやってもらうと、そこがどんな状況かわかりやすかったと思います。平面図だとただ見るだけですので、現実的なものがわからないわけですよ。それでビデオなんかでシミュレーションをやってもらうと、もっとわかりやすかったかなと思ったところはありましたです。

○司会者

今のお話はビデオがあったらなあと思ったということですね。

○経験者4

逆に言うと、写真が結構多過ぎたわけです。その写真で一つ一つを検証することも大事なんですけど、その全体像としてどういうふうな動きがあったかをわかってもらうためにはビデオのほうがかえって効果的じゃなかったかなと思ったこともありました。

○司会者

その事件としては逃走するときの車の動きが問題になったんだろうということですね。

○経験者4

みんなにわかりやすくするためには、そっちのほうがリアルじゃなかったのか と思いました。

○司会者

こういうことをしたほうがよかったんじゃないかという建設的な御意見なんですけど、その前提としてはわかりにくかったということがおありだったんですかね。

○経験者4

そのやったことに対しての動きがちょっと、写真ですと部分的なものでしか把握できないんですけど、全体的にどういうふうな・・・どのような流れでそこまで行ったのかというのは、動きですとスムーズにわかりやすいわけですよね。それが写真ですと部分的なものですので、つなげるのに今度はかえってこっちが戸惑うような感覚もあるということです。

○司会者

はい, 6番の方。

○経験者6

私が参加した裁判では物証だったりとか、あと証人も目撃者もいなかったので、

その解剖の先生の意見に頼る部分が大きかったんですけど、一番大きかったのがど ういうふうにひかれたのかということです。証言を聞いたんですが、表皮剥奪の向 きというので、どの位置からどういうふうにひかれたかというお話を聞いたんです けど、写真ではその表皮剥奪の向きというのがいまいちわからなくて、こういうふ うに向きがついているんですと言われて、それを信用するしかなかった。明らかな 写真がなかったので、できればその写真があればよかったなと思います。

○司会者

証人から話を聞いただけの話ということで言われましたけど、証人の証言、話の 内容自体はおわかりになりましたか。

○経験者6

はい。

○司会者

専門用語とか入ってわかりにくいということがあったとしたら言っていただければと思うんですが。

○経験者6

専門用語だったりとかも比較的かみ砕いて説明してくださったし、人形等を使って再現していただいたので、そこに関してはわかりづらさはなかったように思います。

○司会者

証人の話も出てきましたので、1番さんの事件では証言内容はどうだったかなということを聞きたいんですが、わかりやすいものだったか、ちょっとやっぱりわかりにくいものだったかというふうなことなんですけど、いかがでしたか。

○経験者1

思い出すのが難しいですね。ちょっと半年ぐらいたっていますのでね。そのときはわかったと思います。細かいところまでしっかりまだ思い出せていませんので、 申しわけありません。

○司会者

裁判員から直接質問するというようなことがありましたかね。 1番さんは証人に 対して自分で質問されたことはありました。

○経験者1

やりましたけど、内容は忘れました。

○司会者

ほかの方はどうでしょうね。4番さんは聞かれました。

○経験者4

一応質問はしたんですけど、まだ年齢的に若い子だったものですから、将来何になりたかったですかということを聞きまして、被告人の方にですね。今でもまだやりたいですかという、その意欲というか、その人の夢を、何がやりたかったんですかということを聞いて、まだその夢を追う気持ちがあるかどうかをちょっとお尋ねしたことがありました。

○司会者

それで答えてもらえましたか。

○経験者4

はい、答えて、まだなりたいですと言っておりましたですけど。

○司会者

感想としては直接質問してよかったなあという感じですか。

○経験者4

そうですね、まだ若い子で、将来をもうちょっと見据えてもらいたいという気持ちもありましたので、やっぱり質問してよかったし、そこで得られた答えというのが、まだそういうふうになりたいということを言ってくれたのがちょっとうれしかったですけどね。

○司会者

2番、3番さんの事件では自分で質問されたことはありましたか。

○経験者3

被告人に、何で犯行を犯す前に周りのほかの人たちのことを考えなかったのかと 言ったんです。多分、軽い気持ちで考えたんでしょうね。コンビニでおかしを万引 きするぐらいの程度の罪で終わるんじゃないかと。

○司会者

その質問ではその事件の中で自分でその被告人がどんな気持ちだったかというの を知りたい、聞きたいということで、ちょっと聞こうかなと思われたんですね。

○経験者3

はい、そうです。

○司会者

質問してよかったと、わかったことがあったということですかね。

○経験者3

はい。

○司会者

ほかにもありませんか。5番さん。

○経験者5

私が聞きましたのは、そのぼやの程度はどのぐらいでぼやと言うのかという質問をしたんですけど、本人はわからないと答えました。

○司会者

法曹関係者はこの証人を呼んだときに証人から聞くべきことは聞こうと、いろいろ準備して、それで足りているかなと思っているときに裁判員の方々が聞かれるという場面が出てくるんですね。だから、一般国民から見ると、そういうことを聞きたいのかというのをすごく関心を持って聞いている。この事件ではここを聞きたかったんだということが。はっきり言うと、不十分だったから、ここを聞きたかったんだというようなことで、御自分で聞いてよかったというふうに言われておられる。それは我々としても裁判員の方々がこういうことを聞きたかったのかということが

わかり、参考になります。もしほかの方も思い出されれば、御意見をいただけない でしょうか。

法曹三者がこういう裁判にしましょうということで証人とか用意したのを聞いていただいているということなんですけども、この事件だったらこの人も直接聞きたかったかなというような人もいたかもしれないという意味で、そういうことはなかったかというのを聞きたいんですけど、「この人が証人で来れば聞けたのにな」というようなことがもしあれば。いかがですかね。

4番さんの事件だとコンビニ関係者ということで。

○経験者4

私の場合は、車を警備員の方がとめようとしてけがをされたんですよね。その方にちょっと逆にけがをするまでしてとめなくちゃいけなかったのか、それは一つ間違えればけがでなくて自分が動けなくなったりするような感覚もあったんじゃないかなというような、その仕事に対する熱心さはわかるんですけど、そうじゃなくて今度はけがをしたときには、けがで済めばいい、今の事件だったら軽いけがで済んだんですけど、そこまで逆に深追いして行ってどうだったんでしょうかという、そのことをちょっとそのけがをされた方に逆に聞きたかったですね。

○経験者6

事件の動機というのが弟さんとけんかをしての突発的なものだったんですけど、 実際そのけんかをされた弟さんというのは法廷にはいらっしゃっていなくて、その 弟さんの証言だけ聞いての判断だったので、話を聞いてみたかったなというのもあ りますし、でもまあ心情を考えれば仕方なかったのかなという思いもあります。

○裁判官(松原)

被告人には弟さんが2名いらっしゃって、実際けんかの発端となった、きっかけになった弟さんは法廷にいらっしゃらず、調書のみで、もう1名の弟さんが情状証人でいらっしゃったという事案でした。

○司会者

来られればちょっと聞いたのになということですかね。

○裁判官(中牟田)

今の点はそれが本当にどこまでその発端となって動機となっているのか, ちょっと検察側と弁護側の見立てが違ったんでしたよね。

○経験者6

はい。弟さんの話が違ったりとか、あと親戚の方だったりとかも仲はよかったとか、そんなに言い争ってなかったとか、でも当人は結構怒っての犯行だったので、いまいち食い違っていて、そこが聞きたかったです。

○裁判官(中牟田)

弟さんの気持ちと被告人の気持ちが合ってなかったんですよね。

○経験者6

はい, そうです。

○裁判官(中牟田)

そこを聞きたかったということですね。

○経験者6

はい。

○司会者

5番さんの事件だとどうでしょうか。

○裁判官(松原)

5番さんの事件では放火に至る経緯でいじめを受けていたと、雇い主の方から。 雇い主の方と共犯で窃盗の事件というので、雇い主の方の証言も結構大事だと思われたのですが、結局いらっしゃらなかったんですけど、そこはいかがでしょうか。

○経験者5

だからいじめられた、その人ですので、その人が来ていれば何らかまだほかの新たな、何というのか、証明ができたような気がするんですけど、・・・詳しくはわからなかったです。

○司会者

来ておられれば違う事情が聞けたかなという感じがしたということですかね。6 番さんは現場検証に行かれたんですけども、どんな感じでしたか。

○経験者6

後々もうちょっと見たかったなという部分も出てきたし、後からも現場検証に行ければ一番よかったんでしょうけど。

○司会者

もう一度ということでしょうか。

○経験者6

もう一度。でも最初に行くのはそれはそれで意味があったと思っていて、先入観のない状態で現場を見るということができたのは最初で大事なのじゃないかなというふうに思いました。やっぱり図面で見たのと違って、最初はとても広い家を想像していたんですけど、思っていたよりも通路とかも狭くて、やっぱり直接見られてよかったなというふうに思います。

○司会者

ほかの方々も現場を見たかったということはありますかね。大体ほかの事件では 実況見分、捜査官が行った結果をまとめたもの、写真を撮ってということで、こん な現場でしたというのが出てくるんですよね。

○経験者5

私の事件はテレビで報道があったものですから、その報道の内容が非常に印象的になるんです。

○裁判官(中牟田)

もちろん, それは証拠じゃないですからねというようなことは言わせていただいたんですが, あの事件のときには, やはりあのポリタンクのことについてあまり当事者からはお話がなくて, 証拠調べの途中で灯油のポリタンク, これ何だろうということが裁判員の皆さん不思議に思われて, 評議の秘密になってくるので申し上げ

ませんけど、そのあたりのことについて、図面とかもはっきりしたような、はっきりしていないようなとかいうこともあったと思います。何かその点ではお気づきなり感想というのがありますか。

○経験者5

図面はとにかく見てもわからないです。写真とかやっぱりビデオとか見たほうが こちらとしてはわかりやすいと思います。

○司会者

こういう証拠があったらよかったなというのと、あり過ぎてちょっと混乱したとか、ちょっと重複で、こんなの何であるのかなと思ったというようなこともあるかなと思うんですが、そういうのはありましたか。多過ぎるんじゃないかとか、あるいは細か過ぎるんじゃないかとか、そういうのはありましたか。もしあれば、お願いします。

○経験者6

現場検証で基点から物体までの位置とかを測っていらっしゃったんですけど、いまいちその意味がわからなくて、その長さが何を意味するかとかがわかりづらかったです。それも図面に距離も書いてあったんですけど、あまり使わなかったというか、その数値的なものまで、そこがちょっと細かくてわかりにくかったと思います。〇司会者

こちらとしてはこういうのが要るのかなと思っていることが、実は最終的な判断にそんなに影響ないんじゃないかというのは往々にしてあり、特に放火事件でそういうことが往々にしてあるかなと。細かく細かく書いてあってという、そんな印象はありますか。

○経験者1

いえ、そんなことないですよ、よくわかりました。

○司会者

何のためにここまで詳しく書いてあるんだというような、そんなことはないです

か。細かければそれなりにわかるという意味ではよくわかるということですか。

○経験者1

先ほどの誰かに質問したいことはなかったかという話ですけども、被告人は精神的な弱者なんですよね。それで学校のいじめとか、その辺が発端になったみたいなんです。それで後の処理なんかを父親なんかが補償金、お金払うとか、いろんな問題があったんですけども、そこへ母親の顔が全然見えないんですよ。これは自分も同じ裁判員に出ている方の話、休憩時間に話したりなんかしたんですけども、母親の顔が全然見えない。もし母親が出てきたなら、その子供のときのこと、まだ若いんですけれども、子供のときのこととか、そういうことを少し聞きたかったかなという感じはしたんですけどね。何でそういうふうになってしまったのかと、そんな気がしたんですけどね。

○裁判官(松原)

今の御意見とあわせてなんですが、細か過ぎる証拠はありませんでしたかという 質問でしたが、一方で何でこの証拠ないんですかと、これないとおかしくないです かというのも、もしあれば教えていただきたいんですけど。

○司会者

今,証拠調べということについて、大体お聞きしたんですが、その次は論告弁論、最終陳述と、その証拠調べの結果を前提にして検察官と弁護人がそれぞれ、だからこうですよということを説明する段階ですね。それをちょっと思い出していただいて、ここは主に検察官や弁護人の活動についてわかりやすかったかどうかというのを聞きたいところだと思うんですけども。最後にどんなことを強調しているのかなということがわかったか、伝わったかどうかということなんですが、そうやって最後に説明を聞いた結果、自分で意見を持ちやすくなったというような効果が上がったかどうか、それをお聞きしたいんですが、要するに、刑を自分の意見で決めないといけないというときに、参考になったなという程度にまで理解できたかということです。

○経験者4

最後の求刑なんですけど、その求刑というものに対する我々としてはどこが基準になっとるかという、そのものがまだ私の場合に関してでもはっきりわからないわけですよね。それに対して求刑されるということは検察側と弁護側との求刑の差があるじゃないですか。それに対する、その検察側の求刑に対する価値観と弁護側の求刑に対する価値観というものの、その違いというのはどこに出てくるのかなというものがありまして、裁判所がそこを決めるんですけど、それがまだ我々国民の側からすれば、どこで線を引いていいのか、どこを標準としていいのかというのがちょっとわからないんです。求刑、検察側が5年といったら、じゃあ、5年でいいのかなというように、どこでそれを決めたらいいのという疑問はありましたですね。

○司会者

例えばあの点はもっともだなと思ったとか、全体としては後で議論しようと思ったにしても、気持ち的にはそうだなと思ったとかというようなことなど、部分的なものでも。4番さんの言われた価値観ということで、それは立場が違うからというのはありますが、どうでしょう。

○経験者4

またちょっと違うかもしれませんけど、証人として母親が出てこられたんですよね。そのときに、いわゆる弁護側の質問と検察側の質問で、子供さんの性分、今までも一緒に住んでみえましたので、そのことに対していろいろなことはその罪状だけじゃなくて、今度は生活そのものがどういう生活をしていたのかというのが、いわゆる被告人そのものの生き方、その罪を犯すまでの心情、環境ですとか心の違いというのがそこでわかってきて、今度はちょっとその犯した罪に対する見方というのもちょっと変わってくるわけですよね。そういうところが私たちの裁判員の中では結構話は出てきたんですけど。

○裁判官(松原)

今のお話ですけど、お母さんが情状証人。

○経験者4

はい。

○司会者

弁護人の活動の中で、この証人の話を聞いてくださいというのでお母さんが出て きたと。

○経験者4

はい。

○司会者

その話を聞いていたら、少し見方が変わるような思いをすることがあったと。

○経験者4

そうですね。

○司会者

証人の効果があったということですね。

それでは最後の段階の評議ですけれども、評議では十分に評議できましたかというようなことをお聞きしたいと思います。守秘義務のこともありますので、それを意識しながらお聞きしますが、裁判官の説明がわかりにくくなかったかということもちょっと思い出していただいて、難しい言葉は使っていなかったかとか、もったいぶったような言い方で、何を言っているのかなと思ったようなことがあったら、今後のためにもお願いします。

○経験者6

比較的最初から話しやすい雰囲気を作っていただいてはいたので、質問をしようかどうしようかということはなかったし、私が参加したときには、ほかの裁判員の方も誠実な方が多くて、和やかな雰囲気だったので、話し合いはしやすかったです。特に難しい言葉とかも印象にはないので、使われていなかったんじゃないかなと思いますし、専門的なこともかみ砕いておっしゃってくださいました。

○司会者

いかがでしょうか、ほかの方。

○経験者1

非常にわかりやすかったと思います。今までの判例とかも出てきますし、そういうことを聞くと、これはこれぐらいなんだなというようなことはある程度判断できますし、ほかの皆さんも話しやすく安心しました。

○経験者2

評議の段階で非常にわかりやすく、私たちは全然知識がないものですから、その 通貨偽造というものは偽造しただけで、この犯罪については実際使われてはいない んですので被害者もいらっしゃいませんけど、偽造しただけでこういう罪になると か、いろいろ素人の私たちによくわかりやすく説明してもらったりとか、よかった と思います。

○司会者

説明の場面というのはいろいろあると思うんですが、その通貨偽造というのはどんなことかというようなことの説明とか、刑を決めるのに何を中心に考えるとか、 刑というものはこういうものがあるとか、そういう刑を被告人の行為が中心になって考えるんですよという説明について理解できましたでしょうか。

○経験者6

刑の考え方を、どこが問題ですかという点もその都度明らかにしながら進めていってくださった印象があります。今何が問題点なのか、その点が解決したら、じゃあ、どういうふうになるのかということもわかりやすかったです。

○司会者

そのほか、評議以外も含めてですが、2番、3番の方。2日間の日程ですが、評議の時間は十分あったでしょうか。いかがでしょう。

○経験者3

話し合う時間は結構ありました。その被告人の家庭事情だとか、どうしてこんなばかな考えを起こしたのかとか、一体何を考えていたのかなど話し合いました。

○司会者

ほかのことでちょっとお聞きしたいことが実はありまして、皆さんの事件で裁判員の選任手続をして、選任されたらすぐ裁判が始まる。これに対してちょっと間をあけたほうがいいんじゃないかというようなことも言われておりまして、すぐではちょっと心の準備ができないということも、もっともだと思うんですが、皆さんの御感想としてはいかがでしょうか。日にちを置いたほうがいいとか、いろいろあると思いますが。

○経験者4

選任されてすぐでしたら、まずその裁判員に選任されることに対するまだ自分の考えがまとまっていないというか、悪い言葉を使うと、こっちが頼んだわけでもないのに裁判員にされてしまって、それじゃ今から始めますというのは。まだやっぱり選任された時点で、事件を扱いますので心の準備というか、そこでまず半日ぐらい置いてほしかったなというのは正直な気持ちですね。即、それじゃ今から始めますというと、え、何をするのという感覚は強かったです。

○司会者

ほかの方はいかがでしょう。

○経験者2

私もそのすぐ昼から、この紙の流れだけじゃ少しわからない点があって、できれば模擬裁判じゃないですけど、そういうのを少し簡単にやって、それから次の日にやるとか、そういうのもできるものならやってほしい。昼からと思いましたのは、皆緊張していまして、素人ですから、流れがわからないという、初めての経験ですからですね。

○司会者

何件かの事件では午後から選任して、翌日から法廷ということもありましたが、 そうすると、出てきてもらう日が増えるんですよね。それのやりくりもありまして。 半日ぐらいあったほうがいいと思っているとか。 同じように、日数が長い事件では間に休みがあったほうがいいだろうかということがあるんですが、例えば水曜日は出てこなくてもいい、休みとして、月、火、木、金、また翌週も月、火、木、金でとかいうような、間に休みがあったほうがいいんだろうかということはありませんか。6番さんは何日間でしたか。

○経験者6

実質1週間で、土日挟むと9日か10日かというのだったんですけど、土日は普通に仕事だったんですけど、休みを挟んでも頭はあんまり休まらないので、逆に休みは私は要らないかなと思いました。仕事が入っていたんですけど、やっぱりどうしても事件のことを考えてしまうし、仕事に集中できなかったりとか、あとはやっぱり突然のことだったので、きのうの出来事は夢だったんじゃないかとか思いながら過ごしました。

○司会者

時間もなくなってきたんですが、ほかに気になったことがあればということで、 裁判所の設備とかを含めて何かありませんか。

○経験者3

裁判所は、海外は金属探知器とか設置していますけど、こちらで金属探知器は見たんですけど、何か使っていない感じで、あれは使っていらっしゃるんですか。

○司会者

法廷に危険が予想されるような場合があれば使用しています。ふだんは使うことはないでしょう。傍聴席に入ってくる人がどんな人か不安になりますかね。どうですか。

○経験者3

危険な感じでもなかったです。

○司会者

やっぱりなれてくるということですかね。

○経験者3

やっぱり扱う事件によっては来る人が違いますので。

○司会者

それでは時間が迫ってきましたので、最後に、将来、裁判員になるかもしれない という立場にいる国民に対して、経験者として何か訴えることがあれば、1番さん からお願いします。

○経験者1

私は8日間でしたけども、やっぱり帰ってから1週間ほどちょっとしんどかったですね、精神的にね。だから裁判所や裁判官は大変だなと思います。知り合いの知り合いも裁判員をやって1週間ほど寝込んだという話を聞きましたので、それは鹿児島じゃないんですけどね。だから大変な仕事だと思う。酒を飲みに行っても人の顔が気になるし、酒も飲みに行けんし、大変な仕事やなと。裁判官、裁判長の方は大変とは思いますけども、我々もいい年に私もなっていますので、これから今後もし当たったらほかの人のために譲ろうかなと、若い人のために。必ずいい経験になるとは思うんです。いい経験になったと思いますから、私はよかったと思っております。

○経験者2

裁判員制度という、まだ私たちの会社でも誰も行ったこともなく、守秘義務があり、言っちゃいけないんだろうとか、どこまでしゃべっていいのか、守秘義務は公にするといけないなどと言われていますけど、私はどういう裁判に出たとか、新聞にも出ていますし、聞かれたら職場のみんなにも話をします。仕事を休んで行ったり、そこら辺の制度という、そういうのをもうちょっとしっかりしてもらえれば皆さん来やすくなるんじゃないかなと思うんですけど。ぜひみんなも経験したほうがいいよって僕は職場のみんなにも言うんです。

○経験者3

子供のころから推理小説とか興味があったので裁判員になれて本当によかったと 思っています。また機会があったら、またやってみたいと思います。

○経験者4

私も裁判員として出てくるのは有意義なことだと思っております。それと最初は やっぱり守秘義務がある,しゃべっちゃいかんということが,何かプレッシャー的 に感じるわけですよね。そうすると,ふだんなら軽く,何となくしゃべっているこ ともちょっと待てよということになって,ああ,しゃべっちゃいかんのかなと考え ることもあります。それでも自分の生きてきたことを,経験をあくまでも基本とし てこの中で生かせればいいのかなというぐらいの気持ちできましたので,ちょっと おかしくなったと言っちゃいかんですけど,判決が出て,終わってから何かよかっ たのかなあ,それと被告人のその後は大丈夫だろうかなとか,そういうことまで考 えちゃって,これでいいのかなというように,自分に自問自答したこともありまし た。でも,やっぱり裁判官の方すごいなと思いました。それをしょっちゅうやって みえるんですから,法律の中でやるということですけど,それでも私たちは人間, 国民の側から見れば人間としての裁判をやるわけですから,そういう気持ちでみん な裁判員になっていただけたらよろしいかなと思います。

○経験者5

私の場合は会社員ですけども、会社で初めてだったんです。で、わざわざ会社側がその枠の休みを作ってくれたんです。来られたとき、そうでない方もおられましたので、やっぱり休みをとるのが大変だから、そこを何か浸透していただいたほうがよいと思います。

○経験者6

裁判員に参加してから3か月近くたつんですけど、いまだに事件の被告人のことを考えることもあるし、どうされているのかなと思うこともあって、振り返ってみてもやっぱり大変だったなという印象が大きいんですけど、いい経験になったなという思いもあります。でも、いろんな事件があるし、いろんな方が参加されるので、私がいい経験になったからといって、ほかの方にも勧めたいかといったら、それはちょっと何とも言えないなというのが正直な気持ちです。

○司会者

ありがとうございました。

ちょうど時間になりました。きょうは本当に生の声, 貴重な御意見をありがとう ございました。最後に一言ずつ法曹側の参加者からお願いします。

○裁判官(中牟田)

今日の皆様のお話しありがとうございました。特に私のほうで心に残ったのは刑の数値化、それぞれの立場から主張されて、証拠調べがあって、最後のところの刑をどうするかというところの数値化というところがやはり一つネックにまだなっているんだなというのがわかりましたし、証拠のわかりやすさという点もやはりまだ皆さん先ほどおっしゃっていただいたように、工夫の余地がまだまだあるんだろうなということ、それから日程の組み方についてもお話しいただきました。これは先ほど少し話に出ているんですけれども、裁判員裁判が終わって、その足で仕事に行きますとか、朝寄って来ますという方、あるいは休みをとっても休みは休みじゃないんですと、いろいろな方、それから遠くから、離島からいらっしゃると、休みをとるとかえって負担が大きくなるという、いろんなことがあります。そういうこともいろいろ考えを含めながら、皆さんに今日いただいた話を参考に、これからまだまだ工夫を積み重ねていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○裁判官(松原)

細かい内容については今裁判長のほうから全部言われてしまったのですが、やはり一番最初、皆様に集まっていただいたときに、私たちはチームですと、裁判官、裁判員、チームとして一つの判決を出して頑張りますというお話をいつもさせていただいております。やはりチームワーク、チームで行う中で、やっぱり皆様方いろいろこの段階ではわからなかったとか、こうしてほしかったという御意見をたくさんいただきました。そういった御意見も踏まえて、今後もよりよいチームをつくって、よりよい裁判をしていけるように引き続き頑張ってまいります。

本日はどうもありがとうございました。そしてこれからもよろしくお願いいたします。

○弁護士

皆さんの貴重な御意見、大変参考になりました。これからの職務、また弁護士会での研修にも大いに活かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。 〇検察官

かなりいろいろな指摘を受けるかと思ってかなり重装備で来たつもりだったんで すけど、皆様非常にお優しい方というか、控え目、まだ言い足りていないところも あられるんじゃないかと思いましたが、でも、今日聞かせていただいた意見等を早 速反映させていただいて、よりよい、わかりやすい冒頭陳述、証拠調べということ をさらに研さんしていきたいと思います。ありがとうございました。

○司会者

それではこれで意見交換会を終わりにします。どうもありがとうございました。 引き続き、記者からの質問ということになります。

第2 報道機関からの質疑応答

○司会者

それでは、ただいまより記者クラブ等の質疑応答を始めます。

○幹事社

皆さんにまずお聞きしたいのが、皆さん、裁判員の経験を振り返っての感想は先ほどおっしゃっていただいていたんですけれども、特によかったと思う点ということを、それと負担に感じた点をどちらもちょっとお一人ずつお伺いできれば、よろしくお願いします。

○経験者1

先ほども申し上げたのですけれども、たった4日間の経験ですが、非常に自分に とってはよかったと思っております。どこがよかったって言われると非常に難しい ですけれども、そんなに今まで新聞紙面とかテレビなどでいろいろ事件を見ますが、そんなに深く突き詰めることはあんまりないと思うんですよね。ところが今回この経験をして、まあ新聞紙面に少し小さくですけど載っても、テレビを見ても、あんまり大きな事件でなくても、やっぱり関心を持つようになりましたし、裁判員の目で見て、これはこうかなというふうな考えは起きてくるようになりました。それで世間が狭かったのが少しは広がったかなというふうには思っております。

負担に感じた点、私は遠いところから来ていますので、離島から来ていますから、時間的なもの、日にち的なもの、当日は朝から間に合いますけど、当日終わってから帰るのが翌日になってしまうことになります。それからさっきも少し話をしましたが、終わってからやっぱり1週間ぐらいはいろいろと、いろんなことを考えると、ちょっと体の調子が悪かったりとかいうようなことがありました。以上です。

○経験者2

よかったと思う点は、経験させてもらいまして、新聞、ニュース等を見まして興味を持って、こういう裁判、事件にはどれぐらいだとか、自分の経験したことを思いながら新聞を読んだりしております。それでやはり、子供が2人いますけど、同じような年齢の子供だと、その事件を通して反省してもらって、立派に更生してもらうということを思うと、やっぱりそういう点から裁判に参加させてもらってよかったと思います。

それから負担に感じた点はやっぱり、私の場合は2日間でしたけど、これが1週間とか10日ぐらいだったらやっぱり会社員ですから、そこら辺が少し負担に感じると思います。そういう点では、私の場合は2日間でしたから感じませんでしたけど、日数が長くなるとそこら辺が負担だと思います。精神的にも長くなりますと、負担じゃないかなと思います。

○経験者3

裁判員になって振り返っての感想は、ちょっと僕はそのとき鹿児島県にいなかったので、関西のほうで働いていたので、ちょっと封筒を見たときにはびっくりしま

した。裁判員になれる人間というのは前科のない人、あと・・・。

○司会者

選挙権のある人から選任され、前科関係は、定められた欠格事由に該当する場合には裁判員になることができません。それから、選挙権だから住民登録しているところの裁判所ですが、その後の事情で管外、県外に出られている人には通知はありますけれども、そういう場合は辞退することはできます。県外から出てきていただいたということで、ありがとうございます。

○経験者3

負担に思うことは、そうですね、やっぱり被告人とかの家族のことを考えると精神的に何か落ち込む・・・ちょっと被告人の母親の目が泣いていることをたまに思い出すと気分が暗くなるということはありました。最後は被告人も執行猶予だったので、それでよかったかなとは思いますけど。以上です。

○経験者4

よかったと思えるのかどうかわかりませんけど、まず裁判所というのがちょっと 身近に感じるようになったということですね。いろんな裁判になって報道なんかさ れますと、それにすぐ目がいくようになりましたし、それからあとマイナス面とし てやっぱり自分たちがやったことに、判決を出したことに対して、その被告人に対 してどうしたものかなというふうに思うし、自分たちはこれでよかったんだろうか というような感覚というのがまだいまだに抜けないということですね。

あとは仕事,ここへ来るときに仕事,車で通っていたんですけど,2時間近くかかりましたので,往復で4時間ぐらいかかりますので,ちょっとそれが,3日間だったものですから,そんなに負担じゃなかったんですけど,結構鹿児島って遠いなと思いました。それだけでございます。

○経験者5

よかった点は、ふだんは新聞をぱらぱらとしか見ないのが余計詳しく見るようになったということですね。新聞を隅から隅まで読もうかなと思うようになった点で

す。

裁判期間中、人と会話がしにくかったんですよ。物を言いたくても言えないというような感じで。そういう、話したくても話せないという、心の葛藤があったものですから、それがちょっと負担だった点です。

○経験者6

今まではニュースとかを見て、事件のあらましを聞いて、判決を見るだけで、刑が甘いんじゃないかとか、厳し過ぎるんじゃないかというふうに考えることもあったんですけど、実際参加してみて裁判官の方も一生懸命考えていらっしゃって、その結果出た判決だったら信用できるんじゃないかなというふうに、信頼性が上がった点がよかったです。

あとはやっぱりほかの方も言ってらっしゃったように、ニュースとか興味を持って見るようになったし、今回の最高裁判所の裁判官の国民審査も今まで経歴に目を通すことなんかなかったんですけど、全部読んでちゃんと考えるようになりました。あとはいろんな人が裁判にかかわっているんだなということを知って、自分の不注意で誰かを加害者をしないようにというのも変わった点だと思います。

負担は精神的な負担がやっぱり大きくて、私が参加したのは母親をひいてしまったという事件だったので、加害者側と被害者側というのがはっきり分かれていなかった事件だったんですけど、それでも裁いていくということは重荷でした。それがさらに被害者側と加害者側が分かれているとなったときにはやっぱりどうしてもどっちの立場も考えてしまって、もっとつらい思いをしたんじゃないかなというふうに思います。故意ではなかったんですけど、それが故意だったり、悪意を持っての事件だったりすれば、もっと精神的負担は大きくなるんじゃないかなというふうに思いました。

○幹事社

続いて、裁判の中でわかりにくかった点というのを簡単に教えてください。

○経験者1

刑を評議するときに自分たちには、素人ですから、この犯罪はこれぐらいの刑だというのが全く見当がつきにくい。後で裁判長から説明いただきまして、わかりましたけど、初めわかりませんもんね。交通事故なら罰金幾らってわかっていますけど、それ以外のことではあんまりわかりませんので、その辺がわかりにくかったというところです。

わかりやすかった点は、その後で説明をいただいてわかったということです。

○経験者2

わかりにくかった点, そのときは当日は全然理解できなかったんです。今になって, 半年過ぎたら少し裁判というものがわかってきたような感じです。

○経験者3

わかりにくかった点ですよね、法律の種類とかによって、その刑の重さがわからなかったです。わかりやすかった点については、犯行当時どんな様子かというのは写真があったんでわかりやすかったです。

○経験者4

わかりにくかった点はやっぱり専門用語ですね。さっぱりわかりませんので、それを裁判官の方がわかりやすく説明していただいてやっと理解できるという感覚でした。

わかりにくかった点というのは、裁判所そのものがわかりにくかったですね。裁判所とは人を裁くところだといって、昔の言い方ですと、悪いことをした人が裁かれるところだというような感覚が、まだ昔的な感覚が残っとったのが、裁判所とは公平な感覚で罪を裁くところだというのがちょっと現実的に思えるようになりました。

○経験者5

わかりにくかった点、最初選ばれて戸惑った時点では全然何もわからないもので すから、だんだん土日挟んで4日でしたけど、割と理解できるようになりました。

○経験者6

法廷の証拠調べの中で弁護側と検察側の進め方でちょっとわかりづらい点があって、弁護側がした質問とか検察側がした質問が何を意図するのかというのがいまいちわからない点がありました。後々の進行や計画とかあっての質問だと思うんですけど、そのときは何を意味するのかがわからなかったり、弁護側からの質問なのに被告人に不利になるんじゃないかと思えるような質問があったりしたので、その点がちょっともやもやしました。

○幹事社

続いてなんですけども、裁判員裁判では殺人事件だったりとか重大事件を裁判員 裁判の対象とされているんですけども、裁判を経験した皆さんから見て、そういっ た重大事件だけが裁判員裁判の対象とされていることについては裁判員経験者から してどういう意見をお持ちでしょうか。

○経験者1

そらそうでしょう。裁判所を運営するのは税金ですからね、小さい事件も何もかも税金の対象ですからね。当然その大きな事件だけになってくると思います。もしくは小さい事件だけとかね。だから、どうしても金のかかることですからね、何もかもやろうってそれは無理です。というふうに思います。

○幹事社

済みません。補足なんですけれども、その皆さんが担当された裁判では死刑が求 刑されたとかいう裁判ではなかったとはわかっているんですけれども、一般の市民 から選ばれた裁判員の方が死刑の判断とかまで今の制度ではすることになるようで すけれども、そこに関してどう思われるかという質問です。

○経験者4

重大な事件ですと、本題から言いますと、私どもはそこまで負担がかかり過ぎるんじゃないかと思うんですけど、これも裁判員制度の中に入っているんでしたら、裁判官の方の協力を得て、6名ないし補充の方と全部話し合ってできることも可能じゃないかとは思っております。ただ、そういう重大な懸案に対してはやっぱり負

担が大きいと思いますので、できたら避けたいなというのが本音でございます。

○経験者5

私が担当したのはたまたま家屋が全焼したんですけど、死者が出なかったというのがよかったと思うんですが、重大な事件は、そんなのを経験してみないとわかりません。

○経験者6

私は補充裁判員として参加したんですけど、補充の場合は最後の決定権がなかったんですけど、それでもやっぱり精神的負担が大きくて、自分が死刑判決に関わるような事件を担当したらどう考えるんだろうというのを考えたことがあるんですけど、落としていただきたいなって思うんじゃないかなと思います。

○幹事社

幹事社からの代表の質問は最後なんですけれども、裁判員を経験された皆さんから見て、この裁判員制度の中で見直したり、改善したほうがいいと思う点を教えていただきたいんですが。

○経験者1

これはもう先ほど出てきていましたが、裁判員に指名されたときから、次は裁判 に入るまでの時間がないと、余裕がないと、その辺はやっぱりどうしても少ししん どいなと思いますので、少し間をあければ、半日でもあければいいかなと思います。

○経験者2

私もやはりその日の昼からやるんじゃなくて、やっぱり少し時間をあけたほうがいいかな。制度というものをもう少し国民のみんなに周知して、そういう制度のほうを作ってもらいたいと思います。

○経験者3

裁判員は被告人に顔をさらすことになるんです。やっぱりマジックミラーを使う とかして審理ができないものですかね。

○経験者4

これも言われましたように、やっぱりちょっと裁判員になっていて、選任されて からの裁判に入るまでの、ちょっと期間というのが余りにも短いですので、そこだ けはちょっと改善してほしいなと思いますけど、まあそれと、これとはちょっと違いますけど、裁判の判決の中で判決の中に裁判員の意見も採り入れられて文章として出されているということは結構いいことじゃないかなと。そこだけはすごく感心 しとるんですけど、あとはわかりません。

○経験者5

私もおっしゃられたとおり、選ばれてからすぐというのは心構えができないと思 うので、やっぱりワンクッション置いていただきたいなと思います。

○経験者6

もうちょっと精神的なサポートをしてくれる機関があればいいなというふうに思いました。電話での心理カウンセラーのカウンセリングとかという案内はいただいたんですけど、やっぱりそれだけじゃ足りないと思いました。もうちょっと直接、カウンセリングしてもらったりとか、相談しやすい機関があればいいなというふうに思います。

○鹿児島読売テレビ

1番さんと6番さんにお伺いしたいんですが、精神的な負担が大きかったということなんですが、カウンセラーの件なんですけれども、できるかできないかは別として、例えば裁判所にカウンセラーを置いてくれたらなとか、例えばこういった判決の後でも自分が出した被告人について、この方がどうしているのかというのを文書でも知らせてもらえたら気持ちが軽くなるのかなとか、どういうフォローがあったら精神的にフォローされる、精神的な負担が減るという何かそういうものがあったら教えてください。

○経験者6

やはり被告人のその後というのは気になるので、そこを知らせてもらえたらちょっとは負担が軽くなるかなというふうにも思いますし、裁判所にカウンセラーがい

てくださったらそれにこしたことはないんじゃないかなというふうに思います。

あとは裁判所に来なくなった後でも近くの機関だったりとか紹介してもらえれば いいかなというふうに思います。

○経験者1

どうしたらいいんでしょうね。ここが悪い、あそこが悪いじゃないんですよ。精神的に非常に負担が重たい、何か物を考えてもすっきりしないし、ずっとそれを引きずっている感じがするんですよ。だから、自分自身も何をどうしていいかわからないから、酒飲んで寝ようかと、その程度しかないんですけどね。そうすると、酒の量が増えると。だから、裁判所はすごいなという、さっきの話じゃないですけどね、と思います。今何をしてほしいとは思いつきません。

○鹿児島読売テレビ

選ばれないことが一番ということですか。

○経験者1

いや、そんなことないでしょう。

○司会者

以上をもちまして意見交換会及び質疑応答は終了させていただきます。ありがと うございました。